交野鳥獣保護区 保護に関する指針

大 阪 府

名 称 交野鳥獣保護区

2 区域

交野市と枚方市大字津田との境界の西端を起点とし、同境界を南東進し、 大阪府と奈良県との境界に至り、同境界を南進し、交野市と四條畷市との 境界線に至り、同境界を西進し、ゴルフクラブ四条畷敷地に沿って北西進 し、通称大谷山道に至り、同山道を北進し、十方橋に至り、同橋を渡り、 市道妙見東線に至り、同道路を北進し、妙見川との交点に至り、同川左岸 堤防を北進し、市道阿茶谷線に至り、同道路を北東進し、大阪公立大学附 属植物園との接点に至り、同点から植物園敷地に沿って北東進し、同園敷 地東端に至り、同点から直線で標高 119.9 メートル(通称きんべえ山)に 至り、同点から交野市営高区用水道タンクに直線で至り、同点から直線で 標高 216 メートルのゴケバラの背に至り、同点から直線で 標高 216 メートルのゴケバラの背に至り、同点から直線で鏡池西端に至り、 同点から直線で関西電力送配電株式会社北河内線 61 号鉄塔に至り、同点か ら関西電力送配電株式会社北河内線 59 号鉄塔に至り、同点から北に直線で 起点に至る線で囲まれた区域

- 3 面 積 約1,030ha
- 4 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
- 6 鳥獣保護区の指定目的
- (1) 地域の概況

本地域は、奈良県と境を接する大阪府の北東部にある交野市東部に位置 し、交野山(標高 341m)などの山地が南北に連続する生駒山地の山間部及 び西側の山麓部に位置している。

北側は枚方鳥獣保護区(面積約1,080ha)及び枚方特定猟具使用禁止区域 (面積約5,110ha)、西側は交野特定猟具使用禁止区域(面積約1,525ha)、 南側は四條畷鳥獣保護区(面積約1,100ha)に接しており、生駒山地の鳥獣保護区として一体的に保護を図る上で重要な地域となっている。

本地域は、アベマキやコナラなどの落葉広葉樹林が大部分を占め、白旗 池や天野川支流などの水辺環境が組み合わされた自然環境に恵まれた地域 である。

本地域には、大阪環状自然歩道などの自然歩道や大阪府民の森(ほしだ 園地、くろんど園地)、交野市いきものふれあいの里などが整備され、野外 レクリエーションや自然観察の場として多くの府民に利用されている。

(2) 鳥獣の生息状況

鳥獣保護区更新に当たり実施した文献調査によると145種の鳥類の生息が確認されており、この内訳は、留鳥35%、夏鳥15%、冬鳥32%、旅鳥15%である。これらには、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生動植物種に指定されているハヤブサのほか、サンショウクイ、サシバなど15種の環境省レッドリスト掲載鳥類や、ツミ、アオバズクなど26種の大阪府レッドデータブック掲載鳥類が含まれている。また、繁殖期に実施した現地調査において確認された20種のうち、15種で繁殖を示唆する行動が確認されている。

このように本地域は、留鳥を主体として、冬鳥や夏鳥が多く生息し、ハヤブサやオオタカ、フクロウなどの生態系の上位を占める猛禽類が多く確認されるなど、鳥類の生息地として重要な地域となっている。

また、獣類では大阪府レッドデータブック掲載哺乳類であるキツネやムササビのほか、ニホンリス、タヌキなどの生息が確認されており、多くの野生鳥獣の良好な生息地となっている。

(3) 保護管理に関する事項

野生鳥獣の生息状況、生息環境を把握するため、NPO等による野生鳥獣の生息状況調査を実施し、科学的データの収集・蓄積に努め、今後の保護管理に反映させる。

行政職員等による巡視や警察と連携したメジロ等の密猟の取締りを実施するとともに、鳥獣保護区の境界を明示する標識を設置するなど鳥獣保護区の適切な管理に努める。

また、行政機関やNPO等と連携し、野鳥観察など人と野生鳥獣との触れ合いの場や自然環境学習の場として学校教育等に積極的に活用されるよ

う普及啓発に努める。

なお、イノシシ等による農林業等被害に対しては、大阪府イノシシ第二 種鳥獣管理計画等に基づき、有害鳥獣の捕獲等による適切な保護管理を行 い、その低減に努める。